

関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 電磁的記録による保存等の承認申請書等において、申請書及び届出書に法人番号の記載を求めるよう整備を行うこととする。(第1条の4及び第10条関係)
- 2 航空機に係る積荷に関する事項のうち、航空貨物輸送証を交付する者について、外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定めることとされている者を規定することとする。(第2条の4第4項及び第2条の19の新設)
- 3 積荷、旅客及び乗組員に関する事項の事前報告の特例を適用するにあたり、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合を定めることとする。(第2条の5、第2条の8、第2条の11、第2条の14、第2条の16、第2条の18、第2条の20、第2条の23及び第2条の26の新設)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、1については平成29年10月8日から、2から4については関税定率法等の一部を改正する法律(平成29年法律第13号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。